

令和元年6月実施

財政援助団体等監査結果報告書
(補助金及び指定管理者)

陸前高田市監査委員

令和元年度財政援助団体等監査結果報告書（補助金）

1 監査対象の団体名、補助金及び所管部課

団 体 名	補 助 金	所 管 部 課
特定非営利活動法人桜ライン 311	平成 30 年度桜ライン 311 事業費補助金 3,500,000 円	防災局防災課

2 監査を執行した監査委員

伊 藤 恒 雄 監査委員（識見） 菅 野 稔 監査委員（議選）

3 監査の範囲

平成 30 年度に交付された補助金に係る出納その他の事務の執行

4 監査の期間

令和元年 5 月 27 日～6 月 4 日

概要説明日 令和元年 6 月 5 日

5 監査の方法

監査にあたっては、補助金を受けている団体の当該補助金に係る資料を事前に求め、収支の会計経理、事務事業の執行が適正かつ効率的に行われているか等の観点から次の関係諸帳簿等の書面監査を中心に行った。

また、書面監査結果をもとに関係職員から説明聴取する方法で監査を行った。

主な監査資料

- (1) 補助金に関する調書
- (2) 団体の平成 30 年度予算書及び決算書
- (3) 補助金交付契約書（補助金交付要綱）
- (4) 当該補助金に係る事業計画書及び収支予算書
- (5) 当該補助金に係る事業実績書及び収支精算書
- (6) 補助金が振り込まれた通帳、出納関係帳票
- (7) 団体の定款（会則）、組織図

6 監査の結果等

地方自治法及び本市監査基準に基づき、補助事業に係る出納その他の事務の執行について関係帳票類の確認及び説明聴取等により監査したところ、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

監査対象団体の監査の概要は、次のとおりである。

◆ 補助団体名

特定非営利活動法人桜ライン 311

(1) 財政援助団体の概要等

ア 設立及び目的

桜ライン 311 は、任意団体として平成 23 年 10 月 16 日に設立され、同年 11 月 6 日に第 1 回の植樹会を開催した。平成 24 年 5 月 1 日には、「特定非営利活動法人桜ライン 311」としての設立が認証されている。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災、特に津波が襲った地域にいた多くの人びとの悔しい気持ちを後世に伝え、同じ悔しさを繰り返すことのないように、今回の津波の到達ラインを桜等の木々を植樹して明らかにすると共に、今回の被災地ばかりでなく、全国に防災、減災について意識喚起することを目的としている。

イ 補助金の交付

平成 30 年度桜ライン 311 事業費補助金については、平成 30 年 5 月 1 日に補助金交付申請が提出され、同月 15 日付けで市と補助金交付契約を締結している。補助金の額は 3,500,000 円であり、津波到達地点に桜の苗木を植樹する植樹事業、震災の風化防止や防災・減災等をテーマに講演活動を行う普及啓発事業及び各種会議等に参加し、提言を行う政策提言事業に要する経費について補助金を交付することとしている。

補助金の交付については、平成 31 年 4 月 9 日に精算払として 3,500,000 円が請求され、同月 24 日に指定口座に振り込まれている。

補助対象事業費については、当初 4,489,750 円としていたが、事業費の確定により 26,087 円増額し、合計 4,515,837 円となっている。交付された補助金は、前述した桜ライン 311 の実施した事業に充当されている。

(2) 事業の実施状況

平成 30 年度の事業の実施状況は、次のとおりである。

(単位：円)

目 的	内 容	事 業 費
東日本大震災津波が襲った地域にいた多くの人びとの悔しい気持ちを後世に伝え、同じ悔しさを繰り返すことのないように、今回の津波の到達ラインを桜等の木々を植樹して明らかにすると共に、被災地だけでなく、全国に防災、減災について意識喚起することを目的とする。	1 植樹事業：津波到達ラインに桜の苗木を植樹する。 2 普及啓発活動：減災等をテーマに講演活動を実施する。 3 政策提言活動：各種会議等に参加し提言する。	4,515,837

(3) 収支状況

平成 30 年度の収支状況は次のとおりである。

収 入

(単位:円)

区 分	決 算 額	予 算 額	比 較 増 減
市 補 助 金	3,500,000	3,500,000	0
自 己 資 金	1,015,837	989,750	26,087
計	4,515,837	4,489,750	26,087

支 出

(単位:円)

区 分	決 算 額	予 算 額	比 較 増 減
人 件 費	2,430,300	2,554,750	△124,450
車 両 関 連 費	184,870	180,000	4,870
通 信 費	219,172	200,000	19,172
印 刷 製 本 費	189,232	120,000	69,232
消 耗 品 費	189,768	100,000	89,768
旅 費 交 通 費	389,466	400,000	△10,534
賃 借 料	385,000	385,000	0
種 苗 費	528,029	550,000	△21,971
計	4,515,837	4,489,750	26,087

(4) 監査の所見

平成 30 年度における桜ライン 311 事業費補助金に係る出納その他の事務執行について、関係帳票類の確認及び説明聴取により監査したところ、適正であると認められる。

震災を風化させない手段の一つとして、桜ラインは目に見える形となっており効果的であると考える。今後は植樹と同時に維持管理にも尽力する必要があることから、補助金を有効に活用し、当初の植樹目標本数を達成できるよう事業に努められたい。

令和元年度財政援助団体等監査結果報告書（指定管理者）

1 監査対象の施設名、指定管理者及び所管部課

施設名	指定管理者	所管部課
陸前高田市まちなか交流広場	陸前高田商工会	建設部都市計画課

2 監査を執行した監査委員

伊藤 恒雄 監査委員（識見） 菅野 稔 監査委員（議選）

3 監査の範囲

平成30年度に執行された公の施設の指定管理に関すること

4 監査の期間

令和元年5月27日～6月5日

概要説明日 令和元年6月6日

5 監査の方法

監査にあたっては、公の施設の管理を行わせている団体の当該管理に係る資料を事前に求め、事業の実施状況、財政状態及び経理状況等が適正かつ効率的に行われているか等の観点から次の関係諸帳簿等の書面監査を中心に行った。

また、書面監査結果をもとに関係職員から説明聴取する方法で監査を行った。

主な監査資料

- (1) 公の施設の指定管理者に関する調書
- (2) 当該施設管理に係る事業計画書及び収支予算書
- (3) 当該施設管理に係る事業実績書及び収支精算書
- (4) 基本協定書
- (5) 出納関係帳票
- (6) 団体の定款、組織図

6 監査の結果等

地方自治法及び本市監査基準に基づき、公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、関係帳票類の確認及び説明聴取等により監査したところ、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

監査対象団体の監査の概要は、次のとおりである。

◆ 施設名

陸前高田市まちなか交流広場

(1) 施設及び指定管理の概要

ア 施設及び指定管理の概要

東日本大震災復興交付金事業等を活用し、中心市街地の大型商業施設アバッセや市立図書館に隣接して建設し、平成 29 年 10 月から供用を開始した。

市民や来訪者の憩いや交流、健康増進等、多様な利用や活動を通じ、中心市街地の活性化を図るため設置された施設である。

イ 施設の概要

(7) 所在地

a まちなか広場 陸前高田市高田町字大町 39 番地

b 多目的広場 陸前高田市高田町字館の沖 18 番地

(8) 施設規模等

区 分		面積 (㎡)
敷地面積	まちなか広場	3,719
	多目的広場	12,695
床面積	交流施設	81.00
	物置	4.48
	あずまや大	38.40
	あずまや小	21.60
	トイレ	29.55

(9) 開設年月日 平成 29 年 10 月 1 日

ウ 協定の締結等

指定管理者の指定期間は、平成 29 年 10 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までとし、平成 29 年 10 月 1 日に陸前高田商工会と「陸前高田市まちなか交流広場の管理に関する基本協定書」を締結している。

平成 30 年度分の年度協定書については、平成 30 年 4 月 1 日に締結しており、平成 30 年度の指定管理料 6,700,000 円を 3 か月ごとの 4 期に分割して支払っている。

(2) 施設の管理運営状況

ア 管理体制

(ア) 統括責任者

陸前高田商工会事務局長 佐々木 誠

(イ) 職員の配置

管理運営担当 4 名、維持管理業務担当 4 名、受付業務 5 名 計 13 名

イ 利用状況（交流施設分）

平成 30 年度 月別利用人数及び利用料金額

月	利用人数（人）	利用料金（円）	月	利用人数（人）	利用料金（円）
4 月	1,248	16,700	10 月	1,022	88,300
5 月	1,061	56,700	11 月	977	53,500
6 月	1,012	33,400	12 月	664	73,500
7 月	800	31,500	1 月	672	42,100
8 月	1,063	58,750	2 月	728	47,800
9 月	955	50,800	3 月	1,155	74,900
			合 計	11,357	627,950

ウ 管理業務の執行状況

各施設は、陸前高田市まちなか交流広場条例及び同規則並びに陸前高田市まちなか交流広場の管理に関する基本協定書及び同年度協定書の定めるところにより、概ね適切に管理されている。

エ 利用促進のための努力

交流施設を活用し、おやつ作り体験、フォトコンテストやシネマ上映等、様々な世代が参加できるイベントを企画し、施設の利用向上及びまちなかの賑わいづくりに努めた。また、インターネットで施設の空き状況を確認できるなど、市内外問わず利用しやすいように工夫がされている。

平成 30 年度の施設利用状況としては、使用料免除利用分を含めた利用人数は 11,357 人で、627,950 円の収入となっている。

(3) 監査の所見

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、関係帳票類の確認及び説明聴取により監査したところ、概ね適正かつ効率的に執行されていると認められたが、一部において協定書との相違が見受けられたことから、担当課と協議の上、改善されたい。

本施設は、市民や来訪者の憩いの場であると共に、中心市街地への誘客を促進し、商工業者の活性化を図るうえで重要な施設である。今後、高田松原地区における津波復興祈念公園等がオープンを予定していることから、特に県内外からの誘客を促進することと併せ、津波復興祈念公園エリアの来訪者を中心市街地へ誘導する仕掛けが重要となっているところである。引き続き、施設の適正な管理運営に努めると共に、魅力ある独自事業等を開催し、来訪者の増大を図られたい。